

令和7年度 「業務改善助成金」

令和7年9月5日から拡充されました

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

対象を事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所に拡大

- 秋田県の場合、事業場内最低賃金が951円以上1,031円未満の事業所が対象

②賃金引上げ後の申請

従来は、賃金引上げ後の申請は不可でしたが、9月5日から賃金引上げ後の申請も可能となりました

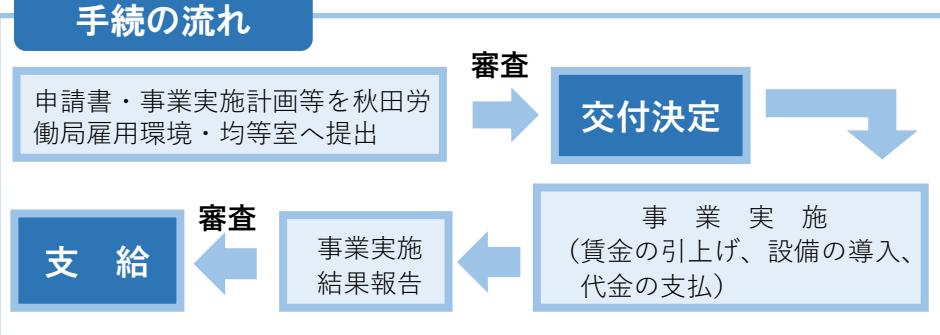
注意事項

- 事業完了期限（賃金の引上げ、設備の導入、代金の支払）は令和8年1月31日です。
- 厚生労働省の交付要綱では、申請期限は申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日となっていますが、秋田県の場合は最低賃金改定日（令和8年3月31日）が事業完了期限の後になっていますので、ご注意ください。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- 申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了することがあります。
- 同一事業所の申請は年度内1回までです。

«秋田県最低賃金»

時間額 1,031円
効力発生日 令和8年3月31日

手続の流れ



令和6年度からの主な変更点

- 交付申請から交付決定までの標準処理期間が1か月から3か月となりました。
- 事業主単位の年間申請上限額が600万円となりました。
- 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。

賃金を引上げる労働者数・助成上限額

区分	(下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※1
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

申請様式等、詳しくはこちら



厚生労働省

秋田労働局

※1 10人以上の上限区分は、特例事業者(①賃金要件：申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者または②物価高騰要件※1に当てはまる場合)が、10人以上の労働者の賃金を引上げる場合に対象になります。

秋田県内での活用事例

【製造業】麹室へのパネルヒーターの導入

導入前	電熱線では麹室の理想温度が維持できず、麹の発育に大幅な時間を要していた
導入後	→パネルヒーターに変更することにより麹室の理想温度が維持され、麹の発育が早くなり作業時間が大幅に短縮された

【飲食店】配膳ロボットの導入

導入前	ホールスタッフによる配膳・下げる作業に時間を要していた。
導入後	→配膳ロボットを導入することにより労働時間が大幅に削減された

【製造業】高機能ミシンの導入

導入前	ニット製品製造について時間を要していた
導入後	→ニット製品製造用の2種類のミシンを高速かつ操縦性に優れているミシンに切り替えることにより、労働時間を短縮することができた

【製造業】自動包装機の導入

導入前	菓子袋詰め作業を手作業で行っていた
導入後	→自動包装機を導入することにより、所要時間が削減された

【製造業】重量選別機及び振分装置の導入

導入前	製品袋詰めの計量について電子秤を使用しながら手作業で行っていた
導入後	→重量選別機及び振分装置の導入により自動で計量・振分けを行うことができた →手作業による計量作業が大幅に軽減された

【生活関連サービス業】スチーマーの導入

導入前	これまで髪へのパーマ剤やカラー剤を自然浸透させていた
導入後	→スチーマーを導入することにより浸透時間が15分～20分短縮された

【製造業】除雪用ホイールローダーの導入

導入前	現在使用しているホイールローダーによる除雪に平均して3時間要していた
導入後	→バケット幅の広いホイールローダーを導入することにより、除雪時間を半減することができた

【卸売業】高機能な測量機の導入

導入前	住宅建設等の基礎となるコンクリート杭施工の測量をメジャーなどにより2名で行っていた
導入後	→1名で測量可能な測量機を導入することにより、削減された人員をほかの作業に充てることが可能となった

[秋田労働局ホームページに他の事例も掲載しております](#)



厚生労働省

秋田労働局

<お問い合わせ先>
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

<申請先>
秋田労働局雇用環境・均等室
秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎4階
☎018-862-6684

【医療・福祉業】福祉車両の導入

導入前	車椅子利用者の移送について普通乗用車にて行っていた
導入後	→スロープ付の福祉車両を導入し、乗車までの時間を半減することができた →安全性の向上につながった

<賃金引き上げに向けた無料相談窓口>
秋田働き方改革推進支援センター
秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
☎0120-695-783

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

雇用環境・均等室

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要



賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

最寄りのハローワーク

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。



活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合は	7万円(4.6万円)

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

雇用環境・均等室

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む**中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

助成上限額		
コース区分	基本部分	賃上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25～ 550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～ 200万円	6～ 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～ 120万円	

活用のポイント

労働時間削減等の取組 (賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う



(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。



※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

活用のポイント

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

職業対策課

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。



活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い待遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

最寄りのハローワーク

- ・ ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- ・ これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

最寄りのハローワーク

- ・ **雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ **中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

職業対策課

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

